かがわの森を育て未来へつなぐ

2018
第18号

JForest

香川東部森林組合

大森神社のクスノキ　香川の保存木（高松市西植田町）

発 行／香川県さぬき市寒川町石田東甲1708番地2
TEL 0879(43)0588　FAX 0879(43)0558

暑中お見舞申し上げます

香川東部森林組合
代表理事組合長
有馬　督治

大変厳しい暑さが続いていますが、組合員の皆様には益々ご健勝のこととお喜び申し上げますとともに、日頃は組合運営に絶大なるご支援、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、平成30年度の通常総代会を去る5月29日（火）午後1時30分からさぬき市寒川農村環境改善センターで開催し、事業報告並びに事業計画など8議案を上程し慎重な審議の結果、上程致しました議案はすべてご承認頂きましたことをご報告申し上げます。

平成29年度の事業につきましては、事業計画に基づき役職員・整備員が一丸となり経費の節減と作業の効率化に一層努め事業を実施して参りました。森林整備の植栽、下刈、間伐、作業道開設、治山事業、利用事業の公園管理事業、松くい虫の防除事業、四電工の伐採、一般保全事業等により平成29年度業績は、475,113千円となり昨年対比94%と約26,303千円の減収となりましたが、税引前当期純利益は、計画を上回る33,343千円の実績を上げることが出来ました。また、今年度も出資配当1%を実施することをご報告申し上げます。

森林林業を取り巻く状況は、相変わらず厳しい状況が続いております。長期にわたる木材価格の低迷とそれに伴う森林所有者の意欲の低下、高齢化、過疎化、放置森林の増加、竹林の繁茂等、里山の循環悪化による鳥獣被害の拡大などの悪循環の中ですが、当組合では、環境を守るため森林の維持管理に努めております。政府では、森林環境税を創設し都市・地方を通じて国民一人一人が均しく負担を分かち合い国民皆で森林を支える仕組みとして個人住民税均等割と合わせて年額1千円が賦課徴収されます。施行時期については、消費税率10%への引き上げが来年10月に予定されていることもあり、平成36年度からの課税となります。一方で森林現場における諸課題に出来る限り早期に対応する必要があることや新たな森林管理制度の施行とあわせ森林環境譲与税が平成31年度から譲与されます。譲与額は、私有林人工林面積、林業就業者数、人口により市町村100分の80、都道府県100分の20の割合で譲与されます。活用方法としては、人材育成、間伐作業道、木材利用促進普及啓発等の公益的機能の発展に利用されます。環境面での森林の大切さがより一層大きく取り上げられています。また、森林は国土保全、水源の涵養、地球温暖化防止、生物多様性の保持など公益的機能を持っており国民共有の財産であります。このような状況の中、森林組合の果たす役割として組合員の森林を適切に把握し各事業を立ち上げ森林の維持活動に取り組んでいきます。

本年度事業においても厳しい状況が予想されますが、目標・計画達成に向けて取組んで参りますのでご指導ご協力の程お願い申し上げます。

最後になりましたが、皆様方のご健勝とご多幸をお祈り申し上げご挨拶と致します。

平成29年9月に導入した高所作業車

平成30年度通常総代会開催

開催日時 平成30年5月29日(火)PM1：30～　**場　　所** さぬき市寒川農村環境改善センター

総代定数200名、総代現在数194名(出席総代数 126名、委任状 2名、書面議決書 28名、合計156名、出席率 80.4%)
議　長　長尾地区総代　真部一広氏

総代会提出議案

第１号議案
平成29年度事業報告書、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分案承認について

第２号議案
平成30年度事業計画設定について

第３号議案
平成30年度事業資金借入最高限度額の決定について

第４号議案
一組合員に対する貸付金の最高限度額及び貸付金利率の決定について

第５号議案
債務保証の最高限度額の決定について

第６号議案
余裕金の預入先金融機関の決定について

第７号議案
造林補助金取扱手数料及び受託手数料の決定について

第８号議案
役員報酬額承認について

※平成30年度通常総代会提出議案は原案のとおり承認されました。

総代会の様子

有馬組合長挨拶

真部議長による議事進行

議　決　風　景

議　決　風　景

平成29年度決算状況

平成29年度 財産状況

(単位:円)

資産の部		
1	流動資産	465,406,632
2	有形固定資産	61,015,758
3	無形固定資産	74,984
4	外部出資金	25,535,000
5	その他資産	693,100
6	繰延資産	34,601
資　産　合　計		552,760,075

(単位:円)

負債の部		
1	流動負債	126,286,301
2	固定負債	17,915,166
負　債　合　計		144,201,467
純資産の部		
1	出資金	182,092,000
2	剰余金	226,466,608
純　資　産　合　計		408,558,608
負債及び純資産合計		552,760,075

平成29年度 事業の収支

(単位:円)

事業区分		収入金額	支出金額	損益
1	指導部門	10,493,000	4,713,449	5,779,551
2	販売部門	7,952,357	5,849,679	2,102,678
3	森林整備部門			
	①森林整備	167,084,151	131,206,249	35,877,902
	②利　用	197,365,842	114,951,410	82,414,432
	③福利厚生	0	0	0
	④購　買	29,003,987	27,248,703	1,755,284
	⑤金　融	0	0	0
合　計		411,899,337	283,969,490	127,929,847

平成29年度 損益計算書

(単位:円)

科目		小計	合計
1	事業総収益	411,899,337	
	事業総費用	283,969,490	
	事業総利益		127,929,847
2	事業管理費	94,183,188	
	事業利益		33,746,659
3	事業外損益	992,001	
	経常利益		34,738,660
4	特別損益	−1,395,142	
	税引前当期純利益		33,343,518
5	法人税及び住民税	−10,000,000	
6	当期剰余金		23,343,518

平成29年度 剰余金処分

（単位：円）

摘要	積算内訳	内訳	小計	合計
Ⅰ 当期未処分剰余金				
1 前期繰越金			2,000,131	
2 当期剰余金			23,343,518	
Ⅱ 任意積立金取崩額			0	0
計				25,343,649
Ⅲ 剰余金処分額				
1 法定準備金	当期剰余金の1/5以上		5,000,000	
2 出資配当金	出資額の1%		1,820,920	
3 任意積立金			16,000,000	
(1)損失補填積立金		1,000,000		
(2)労働災害補償積立金		15,000,000		
計				22,820,920
Ⅳ 次期繰越剰余金				2,522,729

（注）・次期繰越剰余金の内1,700,000円は教育情報資金である。
・平成29年度の出資配当金は組合で預り、平成32年度に合わせてお支払いします。
・労働災害補償積立金の最終目標額は50,000,000円とします。

組合員の方に次のようなことがありましたらお知らせください。

・山林を売却し、所有山林面積が0.1ha未満になったとき。
（組合員の資格が無くなりますので脱退の手続きをお願いします。）

・組合員が亡くなられた時は、相続人の代表者に名義変更の手続きをお願いします。

（死亡と同時に組合員の資格が無くなり、出資金、配当金の支払ができなくなる場合があります。）

・組合員の住所が変わった時は、必ず組合に連絡をお願いします。

平成29年度も出資配当を行っています。

・配当金のお支払について
平成29年度の出資配当金は全地区の組合員の配当金を組合で一時お預かりし平成32年度に一括してお支払します。
※配当金の支払明細書は、広報誌と一緒にお送りいたしますのでご確認ください。

※何かご質問等がありましたら組合までご連絡ください。

人事異動

平成30年7月1日付で職員の人事異動がありましたので、お知らせします。

総代会 ― 組合長（理事会・監事会）

総務課

課　長　友森　克幸
090-4508-9432

【担当】総務、会計、庶務
- 係　長　野﨑由利子
- 係　長　川西　忍

業務課

課　長　(兼)長町　一徳
090-4785-3138

課長補佐　平宅　淑真
090-5276-2544

【担当】東かがわ市
- 係　長　吉見　祐城　090-4504-3236
- 技術員　大西　恭平　090-2786-3911

【担当】さぬき市
- 課長補佐　平宅　淑真　090-5276-2544
- 技術員　堀　博喜　090-4976-7997

【担当】東かがわ市、さぬき市庶務購買
- 係　長　西森三記(兼務)

課長補佐　木村　一栄
090-4507-6778

【担当】高松市・三木町、四電工
- 課長補佐　木村　一栄　090-4507-6778
- 技術員　藤岡　新　090-8696-9883

【担当】高松市・三木町、四電工庶務
- 主　事　安西奈都美

※名前の下に表記の携帯番号については業務用です。

お勤めご苦労様でした

この度職員1名が退職されました。

業務Ⅱ課　　課　長　大相　一義（平成30年3月31日付）

新人紹介

業務課　大西　恭平

今年の4月から組合に入り東かがわ市地区を担当している大西です。小さい頃から自然に触れてきて自然にかかわる仕事がしたいと思い組合に入りました。わからないことも多く、ご迷惑をおかけすることもあると思いますが、山を守っていく事、より良い山にしていく事を皆さんと共に考え提案していければと思います。どうぞよろしくお願いします。

「森林環境税（仮称）」及び「森林環境譲与税（仮称）」の概要

平成三十年度税制改正大綱において、森林環境税（仮称）及び森林環境譲与税（仮称）が創設されることとなりました。

税創設の趣旨

森林整備を進めるに当たって、所有者の経営意欲の低下や所有者不明森林の増加、境界未確定の森林の存在や担い手の不足等が大きな問題となっています。

このような現状認識の下、

①パリ協定の枠組みの下における、わが国の温室効果ガス排出削減目標の達成、災害防止を図るための森林整備等の地方財源を安定的に確保する観点から、

②林業の成長産業化と森林資源の適切な管理の両立を図るため創設される「新たな森林経営管理制度」を踏まえ、森林環境税（仮称）及び森林環境譲与税（仮称）が創設されることとなりました。

税の仕組み

森林環境税（仮称）は、国が国税として賦課徴収し、これを森林環境譲与税（仮称）として地方に譲与するものです。

税額は一人年額千円で、個人住民税均等割に上乗せして、平成三六年度から課税することとされていますが、その譲与は、森林現場の課題に早期に対応する観点から、「新たな森林経営管理制度」の施行と合わせ、課税に先行して平成三一年度から開始されます。その原資は譲与税特別会計における借入により対応することとし、譲与額を徐々に増加するように設定しつつ、借入金は、後年度の森林環境税（仮称）の税収の一部をもって償還することとされています。

森林環境税（仮称）及び森林環境譲与税（仮称）の制度設計イメージ

森林整備等のために必要な費用を、国民一人一人が広く等しく負担を分任して森林を支える仕組み

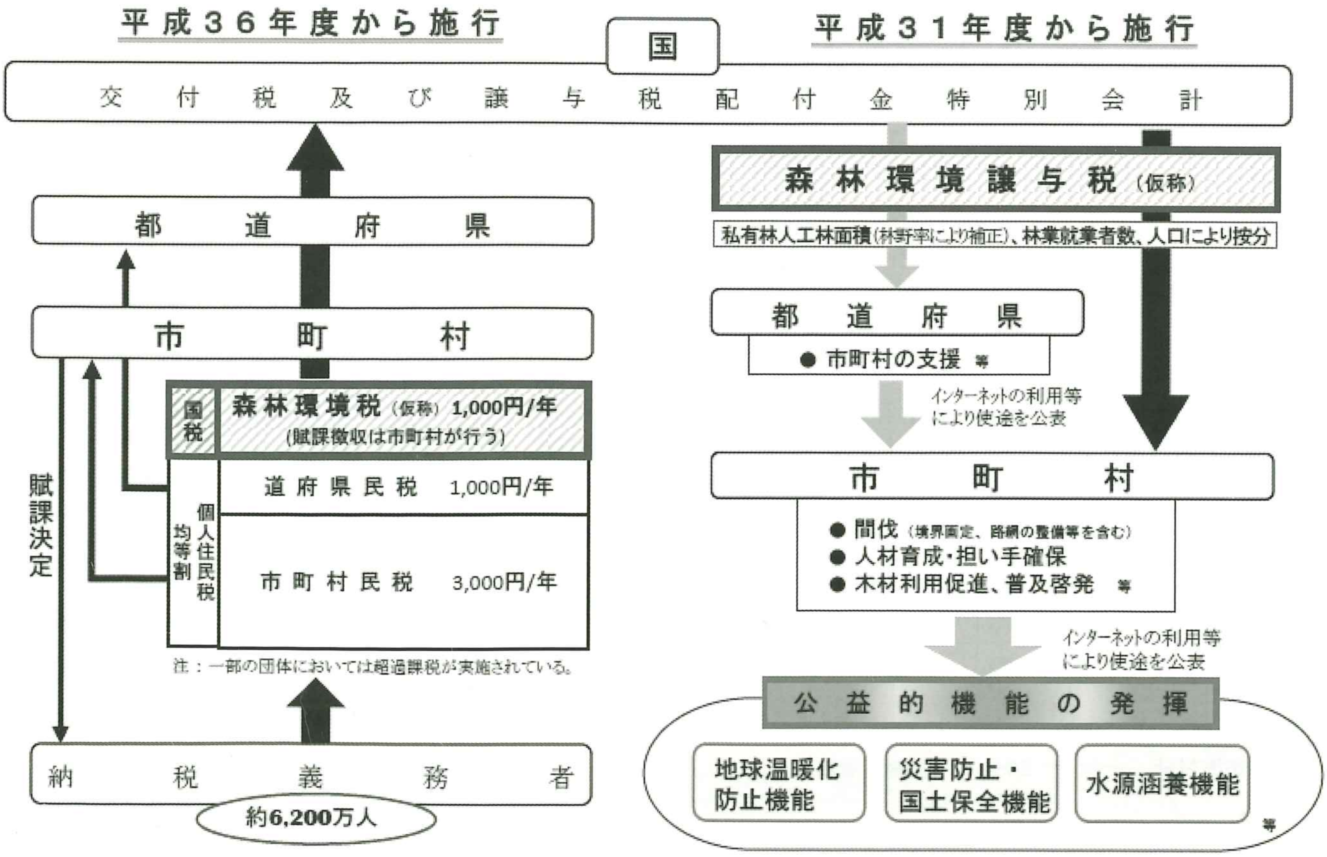

税の使途

森林環境譲与税（仮称）の使途については、市町村が行う

①間伐や路網といった森林整備

に加え、森林整備を促進するための

②人材育成・担い手の確保

③木材利用の促進や普及啓発等

に充てることとされています。

また、都道府県は、これらの取組を行う市町村の支援等に充てることとされています。

譲与基準

市町村と都道府県の譲与割合は9対1となりますが、制度発足初期は、市町村の支援を行う都道府県の役割が大きいと考えられることから、経過措置として8対2でスタートし、市町村への譲与割合を徐々に高める仕組みとなっています。

また、市町村と都道府県への配分額は、5／10を私有林人工林面積で、2／10を林業就業者数で、3／10を人口で按分する譲与基準により計算することとしています。また、私有林人工林面積については、それぞれの市町村の林野率で面積を補正することとされています。

使途の公表

市町村等は森林環境譲与税（仮称）の使途を公表しなければならないとされています。

今後に向けて

森林環境税（仮称）により、森林整備に必要な地域の安定的な財源が確保されることは、様々な森林の公益的機能の発揮を通じて地域住民や地域全体の安全・安心の確保につながるとともに、安定的な雇用の創出など、地域活性化にも大きく寄与するものと考えられます。

森林組合としても、地域の森林整備が着実かつ円滑に進むよう、市町や県と連携し、取り組んでまいります。

森林環境譲与税（仮称）の各年度の譲与額と市町村及び都道府県に対する譲与割合及び基準

- 市町村の体制整備の進捗に伴い、譲与額が徐々に増加するように借入額及び償還額を設定。
- 森林整備を実施する市町村の支援等を行う役割に鑑み、都道府県に対して総額の１割を譲与。
（制度創設当初は、市町村の支援等を行う都道府県の役割が大きいと想定されることから、譲与割合を２割とし、段階的に１割に移行。）
- 使途の対象となる費用と相関の高い客観的な指標を譲与基準として設定。

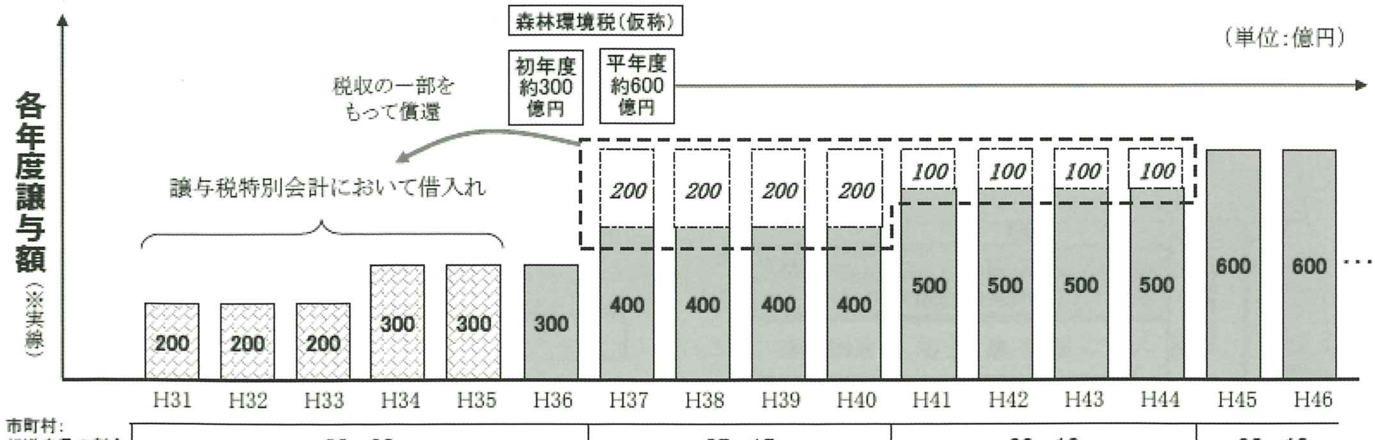

	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38	H39	H40	H41	H42	H43	H44	H45	H46
市町村：都道府県の割合	80：20						85：15				88：12				90：10	
【市町村分】	160	160	160	240	240	240	340	340	340	340	440	440	440	440	540	→
【都道府県分】	40	40	40	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	→

市町村分
- 50%　：　私有林人工林面積　（※林野率による補正）
- 20%　：　林業就業者数
- 30%　：　人口

都道府県分 ―― 市町村と同じ基準

※税収は粗い見込み値であり、計数全般について借入金利子を勘案していない。

※課税開始初年度である平成36年度は、市町村への納付・納入が行われるのが6月以降であり、都道府県を経由して国の譲与税特別会計に払い込まれるまで時間を要すること等から、平年度化後の税収（約600億円程度）の概ね半分の約300億円の譲与額となることが見込まれる。

平成31年度から「新たな森林管理システム」がスタート

平成30年5月に「森林経営管理法」が国会において成立し、平成31年4月から施行されることとなりました。

この法律は、林業の成長産業化と森林資源の適切な管理の両立を図るため、

①森林所有者に適切な経営管理を促すため、経営管理の責務を明確化するとともに
②森林所有者が自ら経営管理を行うことができない場合に、市町村が経営管理を行うために必要な権利を森林所有者から取得した上で、
③森林経営に適した森林は、意欲と能力のある林業経営者に委ね、
④林業経営に適さない森林や林業経営者に委ねるまでの森林においては、市町村自らが経営管理を行う

ことができるとしています。

また、所有者不明森林が全国的に問題となっている中で、所有者が不明な場合でも市町村が経営管理を行うために必要な権利の取得が可能となっています。

森林経営管理制度（新たな森林管理システム）の概要

① 森林所有者に適切な森林の経営管理を促すため責務を明確化
② 森林所有者自らが森林の経営管理を実行できない場合に、市町村が森林の経営管理の委託を受け
③ 林業経営に適した森林は、意欲と能力のある林業経営者に再委託
④ 再委託できない森林及び再委託に至るまでの間の森林においては、市町村が管理を実施

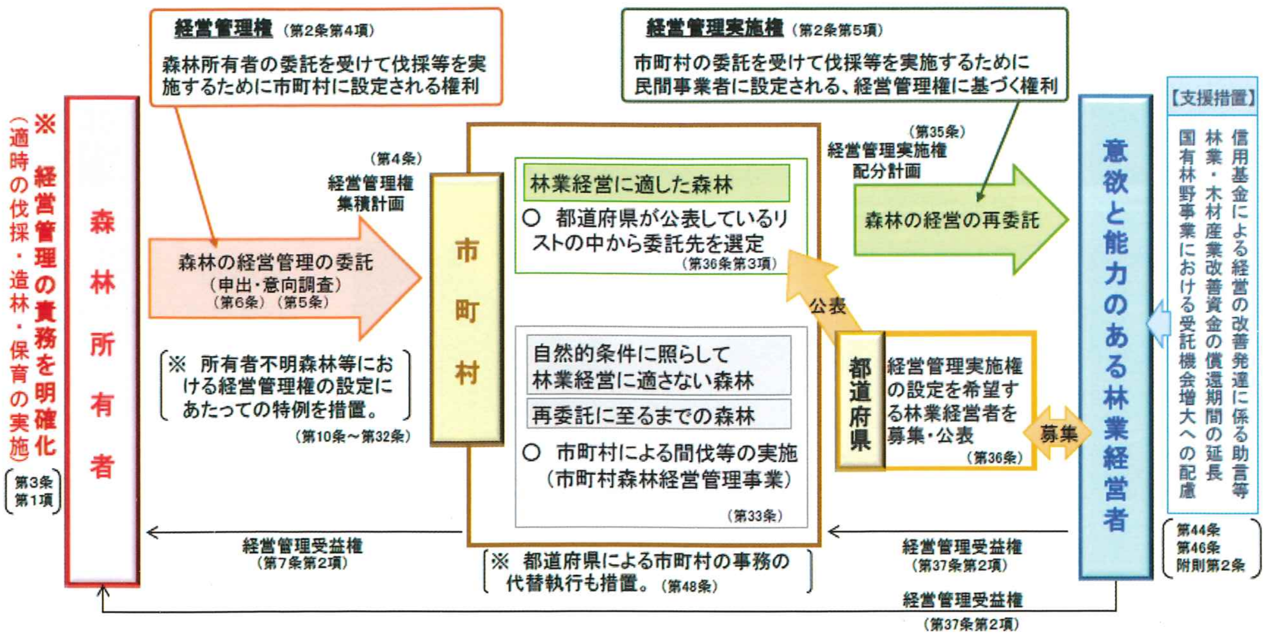

林研グループの紹介

三木“NWS“(ニウス)の森研究会

三木"NWS"の森研究会は、平成6年7月に森林に関心を持ち森林整備や木材の利用などにについて初心に返ろうと森林を所有する有者により発足されました。

“NWS“の由来は、「木の元に集まろう」という意味の「Natural Wood Station」の頭文字です。現在の会員数は23名です。

会のメインテーマとして掲げているのが『会員相互の親睦と林業技術、林業経営の研究・改善を行う』です。

主な活動としては、発足当時から毎年行っている会員所有の森林を訪れ、現地で森林経営に関する考え方経営に関しての創意工夫などについて意見交換をしています。意見交換を現地で行うことにより伐採、間伐の時期、枝打ちの必要性の有無、安全な整備方法など多岐にわたり具体的な話ができることや他のメンバーの施業の状況を見ることにより、良い刺激を受け自分の施業についても他の意見を聞くことで森林整備に対するモチベーションを高め、多様な視点で森林と向き合える研修となっています。

他に、県の林業普及指導員、森林組合の職員に講師やアドバイザーとして森林経営計画制度の勉強会、森林整備技術の講習会、近隣林研グループとの連携による広葉樹の利活用、県外研修なども行っています。

今後は、会員も齢を重ね高齢化していますが後継者である新規会員の入会も毎年あり、地域の森林・林業の発展のため積極的にグループ活動に取り組んでいきたいと思いますと代表者の筒井さんが語ってくれました。

現地での意見交換

間伐木の選木実習

県の普及指導員による講習会

原木伐採搬出作業

連絡先
代表者名：筒井力彦
事務局：
三木町産業振興課内
（087-891-3310）

県産ひのきを使って、よりよい住まい、よりよい地域に！

かがわ県産ひのき住宅助成事業

1棟あたり最高
50万円
補助

県産ひのきを住宅に使用すると、補助金が出ます！

増築・改築・リフォームも助成の対象になりました！

ヒノキ材購入助成			特別加算		展示用品助成		補助金
県産ひのき 1㎥につき **1万円** 構造材等	＋	県産ひのき 1㎥につき **3千円** 内装材	＋	15㎥を超えた県産ひのき1㎥につき **4万円**	＋	県産ひのきを使用した住宅であることをPRするための 展示用品経費の **1/2**	＝ 1棟あたり上限 **50万円**

※内装材は特別加算の対象外です。

※モデル住宅の場合のみ

お問い合わせはこちら

香川県環境森林部みどり整備課　TEL:087-832-3464

詳しい情報はWEBで　かがわ県産ひのき住宅助成事業　検索

かがわ県産ひのき住宅助成事業について

補助対象者

- 県内に自ら居住するために木造住宅の新築・増築・改築又はリフォームを行う施主の方
- 認証ヒノキ材※を使用して木造住宅を新築し、モデル住宅として1ヶ月以上の期間で最低8日間一般に公開する、県内に本社事業所を有する工務店等

※認証ヒノキ材：香川県産木材認証制度運営協議会（以下「協議会」という）が産地認証又は品質認証する県産ヒノキ材

補助要件

① 県内に自ら居住するための木造住宅を新築、増築、改築又はリフォームを行うこと。
② 県税の滞納がないこと。
③ 認証ヒノキ材を3立方メートル以上使用していること又は認証ヒノキ材の内装材使用面積が10平方メートル以上であること。
④ 県内に本社事業所を有する業者が施工すること。
⑤ 申請年度内の3月15日までに、認証ヒノキ材使用部分の施工を完了すること。

<モデル住宅の場合は次の条件も必要>

⑥ 認証ヒノキ材を使用している住宅であることを示し、申請年度の3月15日までに1ヶ月以上の期間で最低8日間モデル住宅として一般に公開すること。

<特別加算の場合は次の条件も必要>

⑦ 県又は協議会が開設する県産木材普及用のホームページ、パンフレット等への住宅写真等の掲載に同意すること。
⑧ 県又は協議会が行う県産ヒノキのPR事業に協力すること。

申請期間　前期 4月1日～8月20日　後期 9月10日～2月13日

受付方法　郵送又は持参により受け付けます。

交付手続きの流れ

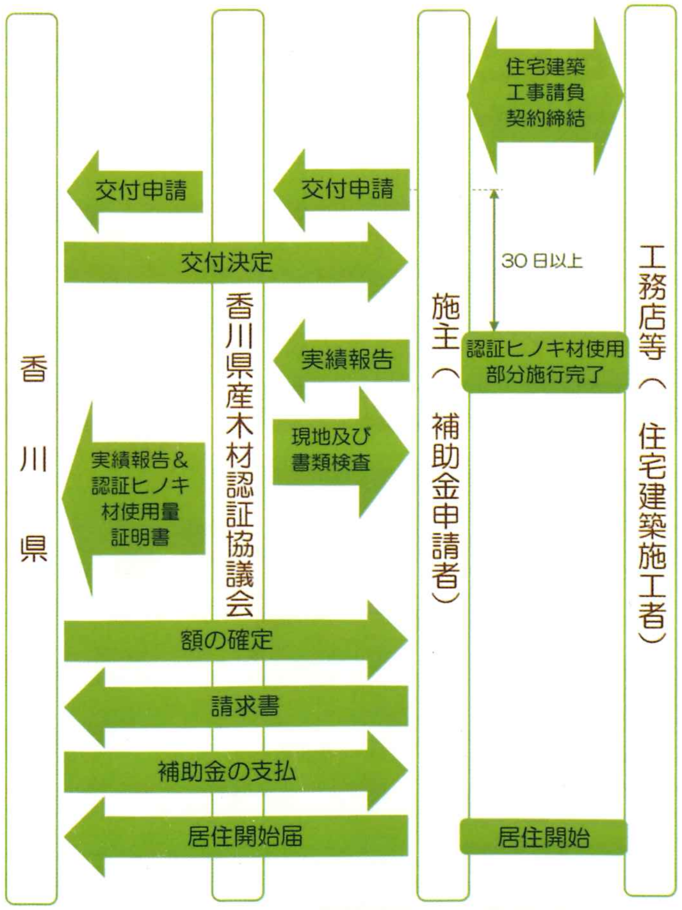

①工務店等と住宅の建築工事請負契約締結（モデル住宅の場合は除く）
②協議会へ交付申請書提出
③県から交付決定通知
④施工（及びモデル住宅の公開）が完了したら協議会へ実績報告書を提出
⑤協議会による現地確認
⑥県から補助金額の確定通知
⑦県へ請求書を提出
⑧県から補助金の支払
⑨県へ居住開始届提出（新築の場合のみ）

申請書受付場所

香川県産木材認証協議会
〒761-8031
高松市郷東町 796-71
TEL：087-881-9343